律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540－8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

平成30年１月31日

近畿運輸局長　坂野　公治

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「246,650円」を「247,650円」に、ただし書の職員「230,200円」を「231,200円」に、ほしけ長「246,650円」を「247,650円」に、部員「187,900円」を「188,900円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,600円」を「179,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「242,550円」を「243,750円」に、部員「180,850円」を「181,950円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,200円」を「197,300円」に改正することが適当である。

国家試験

平成三十年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成三十年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

１　平成三十年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成三十年七月二十五日（水）

ロ　実技試験　平成三十年九月二日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

平成三十年五月七日（月）から平成三十年五月十一日（金）まで

２　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

３　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者についての技能検定の申請受付は、１に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所あて行うこと。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年一月十九日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成三十年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
三朝町	及び調査簿 三朝町大字三徳地区用地実測図	鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部
事務所 北陸地方整備局立山砂防	調査簿 名称（桂谷川砂防堰堤外）得地に伴い作成した地図及び簿冊	富山県中新川郡立山町芦崎寺の一部
事務所 北陸地方整備局新潟国道	査簿 一般国道７号新発田拡幅工事に伴い作成した地図及び用地取得	新潟県新発田市中田町一丁目の一部
草津市	業務村団地実測図及び調査簿 野村団地測量・官民境界確定	滋賀県草津市西大路町及び野村の一部
福井市	確定測量図及び調査簿 福井市稲津町六九字宮前六番一ほか	福井県福井市稲津町六九字宮前の一部

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成30年１月31日

金融庁長官　森　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項各号に該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　名称　朝日新聞企業年金基金
　　住所　東京都中央区築地五丁目３番２号

⑵　名称　アイシン精機株式会社
　　住所　愛知県刈谷市朝日町二丁目１番地

⑶　名称　穴吹興産株式会社
　　住所　香川県高松市鍛冶屋町７－12

⑷　名称　株式会社ＦＥＬ
　　住所　東京都品川区東五反田２－７－18

⑸　名称　株式会社医学生物学研究所
　　住所　愛知県名古屋市中区栄四丁目５番３号　ＫＤＸ名古屋栄ビル10階

⑹　名称　株式会社インフォサービス
　　住所　東京都豊島区西池袋１－４－10

⑺　名称　株式会社オーヤマ
　　住所　宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番１号

⑻　名称　株式会社京楽産業ホールディングス
　　住所　愛知県名古屋市天白区中砂町210番地

⑼　名称　株式会社グーニーズ
　　住所　東京都港区六本木一丁目９番18号　アークヒルズ仙石山レジデンス1102号室

⑽　名称　株式会社ケーユーホールディングス
　　住所　東京都町田市鶴間八丁目17番１号

⑾　名称　株式会社光通信
　　住所　東京都豊島区西池袋１－４－10

⑿　名称　株式会社フジ・メディア・ホールディングス
　　住所　東京都港区台場二丁目４番８号

⒀　名称　合同会社ブルースター
　　住所　東京都中央区日本橋三丁目５番12号　ＤＥＣＯ　ＴＯＫＹＯ４階